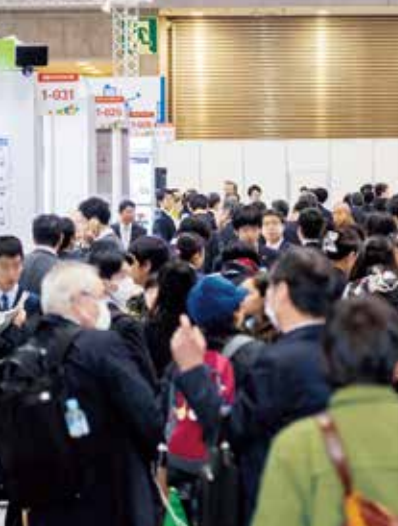




出展のご案内

出展申込締切日

2019年
7月26日(金)



インフラ維持管理・老朽化対策総合展

社会インフラテック 2019

会期

2019年12月4日(水)～6日(金) 10:00-17:00

会場

東京ビッグサイト 南1・2ホール

主催：インフラメンテナンス国民会議、日本経済新聞社

同時開催展：気候変動・災害対策 Biz 2019 **ICPD2019**

ごあいさつ

インフラメンテナンス国民会議と日本経済新聞社は、インフラ維持管理・老朽化対策総合展「社会インフラテック 2019」(第2回)を、2019年12月4日(水)から6日(金)までの3日間、東京ビッグサイト南1・2ホールで開催します。

昨年、初開催した本展は橋梁、道路、上下水道など社会資本の老朽化・長寿命化対策の技術や取り組みを紹介、107社の企業・機関を集めてインフラ維持管理者とのビジネスマッチングの場を提供しました。インフラメンテナンス国民会議総会、国・地方公共団体の取り組みや最新技術・制度をテーマにしたカンファレンスやセミナーも充実させ、発注者やこの分野に新規参入を考えている企業など幅広い層にご来場いただきました。

本年は、産官学連携の技術開発や社会実装が加速し、国・自治体の点検基準の見直しや制度面の緩和、公共事業関連予算の増額を追い風に、新しいインフラメンテナンス産業の創出が期待されています。この流れをとらえ、今回は平日の3日間を会期として、ビジネスマッチングの強化を図ります。

国・自治体は、メンテナンスサイクルの確立や事後保全から予防保全への転換で、各施設の長寿命化やコスト削減を求められており、インフラメンテナンス業務においてドローンやセンサー、ビッグデータ活用などの新技術導入の促進、インフラデータプラットフォームの構築が急がれます。前回から引き続いて「インテリジェントインフラ」関連の展示・情報提供を重点分野とし、インフラ維持管理・更新の戦略的かつ高度化に対応した最新技術やノウハウを紹介していきます。

今回は、“SDGs Week”の総称のもと、「エコプロ2019」(第21回)に加えて、気候変動を抑制するための環境・再エネ技術と防災・減災ソリューションをテーマにした「気候変動・災害対策Biz 2019」を同時開催します。「気候変動・災害対策Biz 2019」は、「社会インフラテック」と親和性の高い企画で、同じ南ホールに配置することで、来場動員面の相乗効果が期待できます。

本展の趣旨にご賛同いただき、関係各位の積極的なご出展やご支援をよろしくお願い申し上げます。

インフラメンテナンス国民会議、日本経済新聞社

開催概要

- 名称 社会インフラテック2019(第2回)
- 会期 2019年12月4日(水)～6日(金) 午前10時～午後5時
- 会場 東京ビッグサイト(東京国際展示場)南1・2ホール(東京都江東区有明3-11-1)
- 主催 インフラメンテナンス国民会議、日本経済新聞社
- 後援 国土交通省、内閣府、経済産業省、環境省、文部科学省、厚生労働省、警察庁、公益社団法人 土木学会(予定)
- 出展規模 150社250小間(見込み)
- 来場者数 3万人(見込み、同時開催「気候変動・災害対策Biz 2019」との合計)
- 入場料 無料(登録制)

構成と特色

1

インフラ維持管理・老朽化対策の あらゆる技術・製品・情報が集結

インフラ維持管理・更新、予防保全、老朽化・長寿命化対策などの技術やノウハウを提供する事業者、それを利用する国・地方公共団体や大学などの双方が出展し、ビジネスマッチングや情報交換の場を提供します。

【出展対象企業の業種】

ゼネコン、建設コンサルタント、社会インフラメンテナンス総合事業、サブコン、点検・検査・計測事業、補修・補強事業、建機メーカー・建機レンタル、土木工事、設計会社、電気・事務機、センシング・カメラ、地図空間情報事業、通信・ネットワーク、警備会社、ICT関連、ドローン・ロボットメーカー、AI・ディープラーニング、素材・材料・部品、電力・ガス・新電力、運輸・交通、商社、金融ほか



2

国・自治体の取り組みや最新事例を、 充実したカンファレンスで発信

インフラメンテナンス国民会議をはじめとした関係各位の協力を得て、国の施策や地方公共団体の導入事例から新技術動向やビジネス情報など、豊富なプログラムのカンファレンスを実施します。ビジネスマッチングを促進する出展者プレゼンテーションセミナーも行います。



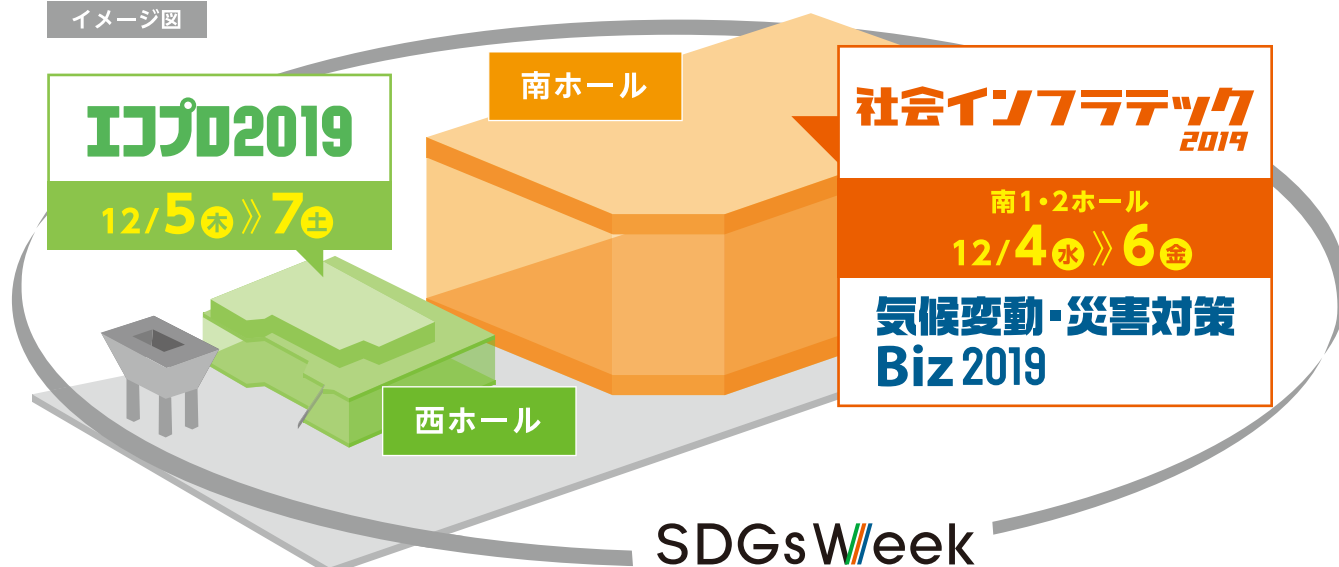
3

「気候変動・災害対策Biz 2019」との同時開催で、 ビジネスマッチングを強化 「エコプロ2019」との同時開催で、来場動員を図る

今回は、新たなビジネス展「気候変動・災害対策Biz 2019(第1回 環境・再エネ・レジリエンス展)」を隣接させることで、出展者の商談やマッチングをより強化します。前回同様、環境ビジネスに携わるビジネスパーソンが集う「エコプロ2019」との同時開催をすることで、幅広い層の来場動員を図ります。



イメージ図



出展対象

◇点検、検査、監視

点検ドローン・ロボット、各種モニタリング技術・サービス、各種センサー、各種レーダー・レーザー、X線・RFIDなど各種非破壊検査技術、各種画像診断・解析・検出技術、3Dカメラ、AI活用点検システム、MR端末、点検車両、走行型検査技術、衛星インフラ監視・衛星データ活用、耐震診断

◇保守、補修・補強、更新

防食・防錆・剥落・断面修復材料や工法、表面保護・改質用建材や副資材（フィルム、塗料、シーリング剤など）、耐震補強材、工事用保安用品、部材印刷用3Dプリンター

◇設計・調査・施工

i-construction、建設機械、CIM（コンストラクション・インフォメーション・モデリング）、レーザースキャナー、3次元モデルデータ、調査カメラシステム、各種レーダー、仮想現実（VR）／拡張技術（AR）技術

◇データ分析・解析・制御

インフラ情報データベースプラットフォーム、AI活用インフラマネジメント、ディープランニング、AI開発支援プラットフォーム、特殊アルゴリズム・AI活用高速解析、地図・空間情報

◇ネットワーク

LPWA・LPWAN、インフラモニタリング、5G（次世代無線通信技術）、ネットワーク機器、CCTV遠隔監視システム

◇防災、レジリエンス（国土強靱化）、再生可能エネルギーインフラ

地盤補強土工法、AI水位予測システム、低コスト水位計、ダム再生事業、防災グリーンインフラ、事業継続ソリューション、BCP（事業継続計画）、再生可能エネルギーインフラ（太陽光、小水力、風力・蓄電など）

◇コンセッション、インフラ輸出、インフラ投資、ESG投資、インフラツーリズム

国内PFI／PPP（道路、上下水道、公園、文教施設、スタジアムなど）、海外のインフラ維持管理市場進出、スマートシティ輸出、インフラ投資ファンド、SDGsの取り組み（ほか）

来場対象

◇国・地方公共団体 施設管理者

中央省庁、地方公共団体、公的研究機関、大学

◇ビジネスパーソン

■建設	ゼネコン、建設コンサルタント、電気・空調・衛生・消防など各種設備	■運輸・交通	自動車・二輪車・商業車メーカー、船舶、鉄道、航空
■土木	道路維持・修繕・改良工事、道路排水工事、上水道・下水道工事、造園工事	■住宅	住宅メーカー、工務店、リフォーム業、マンション分譲
■設計事務所・デザイナー	施設設計、店舗設計、住宅設計、照明設計	■金融	銀行、証券、政府系金融、リース、生損保、投資法人、資産運用企業・団体
■商社・デベロッパー	商業施設開発、再開発事業、オフィスビル、大規模宅地造成	■エネルギー	電力、ガス、新電力
■電機、情報通信、機械	総合電機メーカー、通信キャリア	■農林業・水産業	
■地理・気象情報関係	測量、地図データ、GPS利用、3次元データ収集・利用、気象情報利用、道路、空港、鉄道など交通機関	■人材派遣	

前回来場者（抜粋）

国土交通省、内閣府、経済産業省、北海道庁、宮城県庁、東京都、千葉県庁、埼玉県庁、京都府、東京都中央区役所、東京都港区役所、東京都新宿区役所、東京都墨田区役所、東京都江東区役所、函館市役所、郡山市役所、横浜市役所、川崎市役所、藤沢市役所、相模原市役所、横須賀市役所、千葉市役所、市川市役所、松戸市役所、静岡市役所、神戸市役所、北九州市役所、鹿島建設、大成建設、竹中工務店、オリエンタルコンサルタンツ、パンフィックコンサルタンツ、東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路、東日本旅客鉄道、西日本旅客鉄道、トヨタ自動車、本田技研工業、NTT都市開発、大和ハウス工業、キャノン、コニカミノルタ、セイコーエプソン、日本電気、パナソニック、日立製作所、富士通、三菱電機、日本電信電話、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、KDDI、IHI、JFEスチール、新日鐵住金、農林中央金庫、ゆうちょ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、横浜銀行、SMBC日興証券、みずほ証券、東京電力ホールディングス、関西電力、九州電力、東京ガス、イオン、スターバックスコーヒージャパン、ソニー・ミュージックコミュニケーションズ、大日本印刷、デロイトトーマツコンサルティング、丸井グループ、良品計画

来場動員・広報・宣伝プラン

日経グループのメディア活用

日経グループ(新聞、雑誌、インターネットほか)各媒体に、社告、記事掲載、広告特集など本展に関する情報を掲載します。

来場対象者へのアプローチ (ダイレクトメール、インターネット)

日経主催展示会・イベントの過去来場者や、インフラ関連団体・協会を通じて、ダイレクトメールの発送や、メールニュースを配信し、インターネットの検索連動広告も活用します。

広報・宣伝活動

広報事務局を設置し、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットなど各メディアに向けて、ニュースリリースを送付。取材を積極的に誘致します。JR・地下鉄などへの交通広告、インターネット広告、ソーシャルメディア、テレビCMなどで告知します。

DMチラシ、招待券の配布

各出展者に招待券付き案内チラシをお渡しします。



招待券付き案内チラシ



日本経済新聞 掲載記事



雑誌広告



テレビCM



インターネット広告

ウェブサイト

社会インフラテックでは、展示会と出展者、社会インフラに関わる最新の情報を発信し、出展者と来場者のコミュニケーションをサポートするウェブサイトを開設しており、出展者は、企業情報の登録を通じてこのウェブサイトに参加していただけます。製品情報の掲載やブログ、「来場者Q&A」といった様々な機能を活用することで、展示会への出展効果をいっそう高めることができます。

展示会トピックス

展示会の見どころやセミナー紹介など、時期に応じた展示会の最新情報をお届けします。会場の画像なども掲載して来場を促進します。

業界のニュースも掲載

日本経済新聞社に掲載された社会インフラに関する記事がクリッピングされて無料で読めるのは社会インフラテックウェブサイトだけです。

トップページで各社を紹介

展示会のトップページに出展者の紹介リンクページを表示します。

Q&Aで来場者と商談

展示会の事前登録者やウェブサイト利用者からの社会インフラに関する質問や相談に、出展者が回答することができます。製品の紹介やブース来場アポイントなど、来場者との商談にご活用ください。



出展者情報をデータベース化

ウェブサイトに出展者情報や製品情報、カタログなどのPDFファイルを登録することができます。登録された情報は、データベース化されて約一年間掲載されます。また、来場者はフリーワードで企業や製品を検索することができます。

出展者ブログも開設可能

新製品ニュースリリースの掲載や、ブースの見どころなど、出展者独自の情報をブログ記事として随時掲載することができます。掲載されたブログ記事は、展示会のトップページでも新着順に紹介します。

ツイッターと連携可能

自社のツイッターIDを登録することで、つぶやき内容を展示会ウェブサイトで紹介することができます。展示会開催中のリアルタイムな情報発信として効果的です。

※画面の機能やデザインは実際のものと異なる場合があります。

出展費用・小間仕様など

出展小間料 / 1小間 (3m×3m=9㎡)

9小間以上

1小間あたり
¥350,000
(税別)

※独立小間で
スペース渡し

展示スペース

テープで区画

1～8小間

1小間あたり
¥370,000
(税別)

※背面・側面の
壁面パネル付き

小間番号
プレート

システム壁面パネル[白]

2,700mm

3,000mm

3,000mm

※図は1小間の場合です。
※隣接小間に接する壁面パネルを外すことはできません。

基礎小間仕様

- 基礎小間の壁面はシステムパネルを使用します。
- 基礎小間には社名板、カーペット、テーブル、イス、照明器具などの備品はつきません。
- 4辺に隣接する小間がない独立小間(9小間以上)は、スペースのみの提供となります。
基礎小間の壁面(バックパネル、袖パネルなど)はつきません。
- 共同出展で小間内に間仕切りを設置する場合は自社にてご準備ください。
- 基本部材であるポール(アルミ)、ビーム(アルミ)、パネル(3.8mm合板に両面塩ビシート貼り)などはすべてリユース品です。
- 部材に対して画びょうや釘・ネジは使用できません。
- 壁面にパネル類を両面テープで付けたり、カッティングシートを貼ったりすることはできますが、撤去時に必ず原状復帰してください。
- 部材を破損した場合は、破損料の実費を請求させていただきます。
- 両面テープでは付かないようなパネル類の取り付けは、フックとチェーンを使って壁面パネル上部のビームより吊り下げることができます。

出展小間料以外に発生する主な費用

※詳細は出展者説明会でご案内します。

- ◇**小間装飾費**: 床面のカーペットや机・椅子、電気・照明器具などの備品の手配、および小間の装飾については、各出展者の負担で行ってください。なお主催者でもパッケージ装飾、展示台、パンチカーペット、椅子、映像機材などのオプション・リース備品をご用意しています。
- ◇**電気工事費**: 1kWあたり11,000円(予定・税別)
※小間までの配線と開閉器(ブレーカー)設置工事費および会期中の電気使用料を含みます。
開閉器から小間内の電気配線工事は各出展者で行ってください。
- ◇**通信回線費**: 共有高速光回線 1回線につき80,000円

小間形状

**1～5小間の場合
(単列方式)**

**4小間および
6小間以上
(複列方式)**

- 独立小間(4面開放)は9小間以上となります。
- 1～3小間、5小間については単列となります。
 - 4小間でお申し込みの場合は、
単列・複列のいずれかを選択できます。
 - 6小間以上は複列となります。
 - L字型や通路をはさむなどの特殊な小間配置はできません。

共同出展

複数企業による共同出展は、1社につき1小間以上でお申し込みください。例えば2小間の場合は合計で3社以上になる共同出展はできません。

装飾物の高さ規定

**9小間以上、独立小間
(四方が通路に囲まれている小間)**

小間内の装飾物の高さは4.5mまでとし、通路に面する境界線より1mまでは2.7mまでを限度とします。

高さ4.5mまで 高さ2.7mまで

**1～8小間、
背面・側面の壁面パネル付き**

小間内の装飾物の高さは3.6mまでとし、隣接する小間の境界線より0.5mまでは2.7mまでを限度とします。

高さ3.6mまで 高さ2.7mまで
小間境界線

※出展製品が高さ制限を超える場合は事前にご相談ください。

小間位置の決定

会場全体の基本構成とレイアウト、各社の小間位置は、出展者数、展示小間数などを考慮して、主催者が決定します。その際、出展者による隣接配置などの要望は、反映されない場合があります。

出展料金の支払日にかかわらず、本展示会の開催期間中の消費税率が適用されます。2019年10月1日より、消費税率は現行の8%から10%に引き上げられる予定です。

出展申込方法／開催までのスケジュール

お申し込み

STEP
1



出展内容を入力

ウェブサイト「社会インフラテック2019」(<https://messe.nikkei.co.jp/in/>)内の出展申し込みページにアクセスし、「出展に関する規約」に同意の上、案内に従って出展内容を入力し、お申し込みください。

※広告代理店を通してのお申し込みの場合、主催者が認めた広告代理店に限らせていただきます(ご不明の場合は主催者にお問い合わせください)。

STEP
2



出展申込書PDFを
プリントアウト

出展内容を主催者事務局で確認した後、「出展申込書提出依頼」のメールを出展担当者宛てにお送りします。このときに出展者IDをお知らせしますので、電子メールの案内に従って「出展者マイページ」にログインし、STEP1で入力した内容が印字された出展申込書PDFをプリントアウトしてください。

※出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、申し込み受け付けを保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

STEP
3



出展申込書を提出

申込締切日
7/26(金)

プリントアウトした出展申込書に代表者印(または社印)を押印のうえ、以下の方法で主催者事務局までご提出ください。

出展申込書提出締め切り:出展者ID送信日から2週間以内

- ① 出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードする
- ② ①が難しい場合は、出展申込書の原本を主催者事務局まで郵送する

※出展申込書を郵送する場合は、必ず事前にコピーを取りお手元保管してください。

※期限内に出展申込書を送付いただけない場合は、出展取り消しとさせていただきます。

STEP
4



出展申込書の受理

主催者事務局から出展申込書を受理した旨、電子メール(出展申込受理メール)でお知らせします。このメールを送信した時点で出展申し込みを受理したものとします。また、追って請求書を発送します。

STEP
5



出展料の
振り込み

入金締切日
8/30(金)

振込手数料は出展者にてご負担ください。期日までに出展者または広告代理店からの入金を確認できない場合は、申し込みを取り消すことがあります。

出展準備

- ◇出展者説明会 [日時] 9月11日(水) 13:30~14:30(予定)
[会場] 日経ビル6階 日経カンファレンスルーム(東京都千代田区大手町1-3-7)
[内容] 展示会全般の概要、会場レイアウトの発表、広報・宣伝プランの説明、出展細則・提出書類の説明などを行います。
必ずご参加ください。
- ◇各種提出書類の締め切り 9月中旬~11月中旬
会場サイン広告、装飾施工会社登録、電気・通信回線など各種工事、レンタル備品などの申し込み
- ◇搬入・施工 12月2日(月)~3日(火)

会期当日

- ◇会期 12月4日(水)~6日(金)
- ◇搬出・撤去 12月6日(金)
会期終了後
即日撤去(~22:00)

※規定作業時間内に撤去を完了しない出展者には、展示ホール使用料など使用時間延長によって発生した経費の全額をご負担いただく場合がありますので、必ず規定作業時間内に撤去作業を終了してください。

出展申し込みに関する諸注意 社会インフラテック2019へのお申し込みにあたって、以下の点をご確認ください。

- 「出展に関する規約」をよく読み、同意の上でお申し込みください。
- 各出展者の小間位置は、形状、出展内容などに基き主催者が決定し、出展者説明会で発表します。
- 出展申込受理後のキャンセルはできません。出展者のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合は、主催者が定める方法、主催者事務局まで届け出てください。その場合キャンセル料として、出展申込受理メールを送信した日から請求金額の全額をお支払いいただきます。
- 展示スペースには限りがあるため、主催者が募集する展示規模に達した際は、申込締切日より前に出展申し込みを締め切る場合があります。
- 小間内の装飾物の高さには制限がありますのでご注意ください(P.6「装飾物の高さ規定」をご参照ください)。

出展お問い合わせ先(主催者)

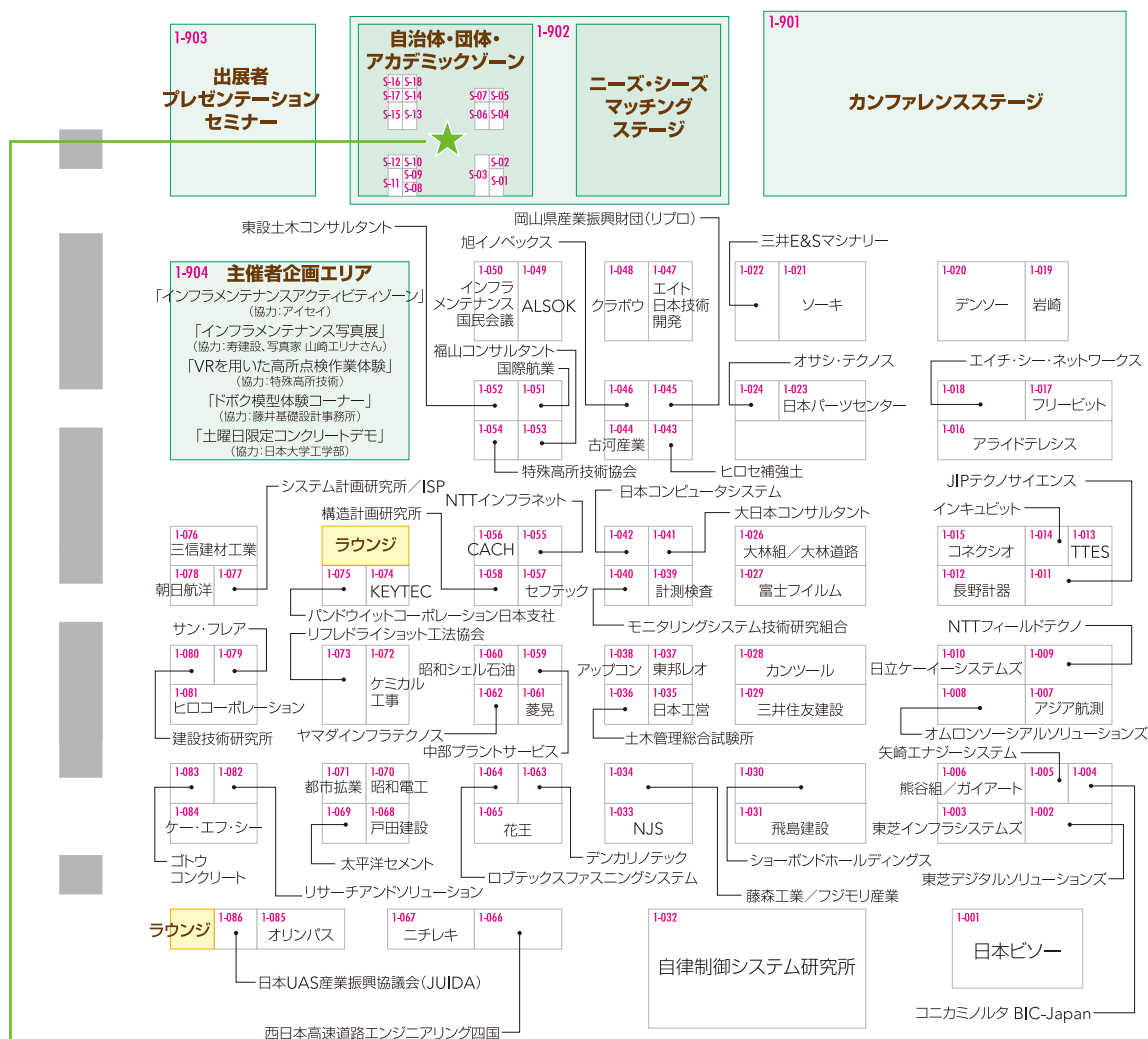
社会インフラテック2019主催者事務局 日本経済新聞社 事業部
TEL: 03-6256-7355 E-mail: infratech@nex.nikkei.co.jp

社会インフラテック2018 開催情報・アンケート

- 会期…2018年12月6日(木)～8日(土)
- 会場…東京ビッグサイト(東京国際展示場) 東1ホール [東京都江東区有明3-10-1]
- 展示規模…107社200小間
- 来場者数…:162,217人(同時開催「エコプロ2018」との合計数)

会場図

東1ホール

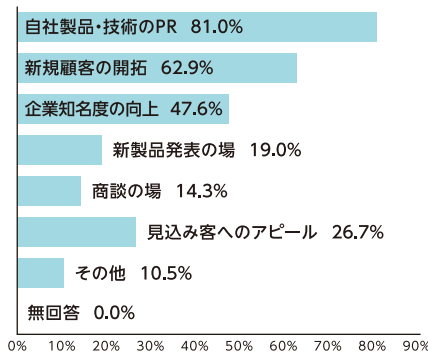


★自治体・団体・アカデミーゾーン

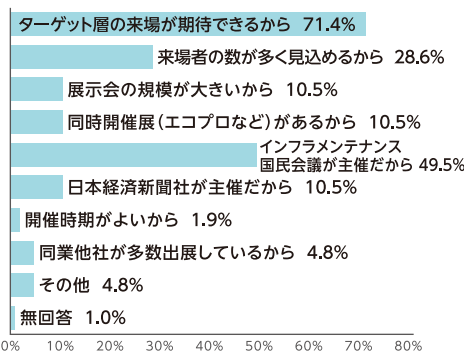
小冊番号	出展者名	
S-01	国際協力機構	S-10 山形県 県土整備部道路保全課
S-02	国土交通省 国土技術政策総合研究所	S-11 富山市
S-03	東洋大学 情報連携学部	S-12 郡山市 建設交通部道路建設課
S-04	メキシコ大使館商務部	S-13 内閣府 SIPインフラ維持管理・更新・マネジメント技術／ 東北大学大学院工学研究科インフラマネジメント研究センター
S-05	シビルNPO連携プラットフォーム(CNCP)	S-14 東京農業大学 地域環境科学部造園科学学科
S-06	日本大学 工学部土木工学科	S-15 府中市
S-07	関西大学 環境都市工学部都市システム工学科	S-16 新エネルギー新聞
S-08	鳥取県 県土整備部技術企画課	S-17 三条市
S-09	各務原市 都市建設部道路課保全係	S-18 土木学会

出展者アンケート

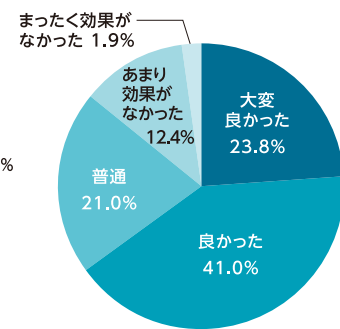
Q.出展の目的 (複数回答可)



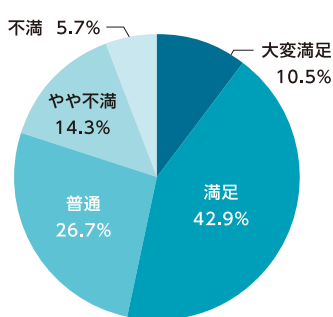
Q.出展の理由 (複数回答可)



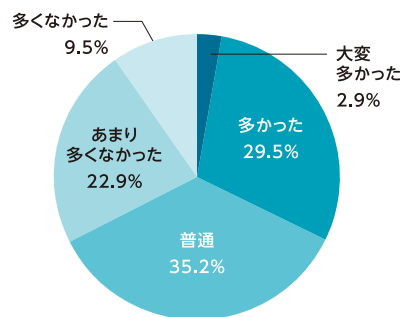
Q.出展の感想



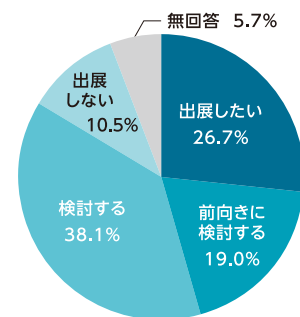
Q.会期中の来場者数



Q.貴社のターゲット層の来場

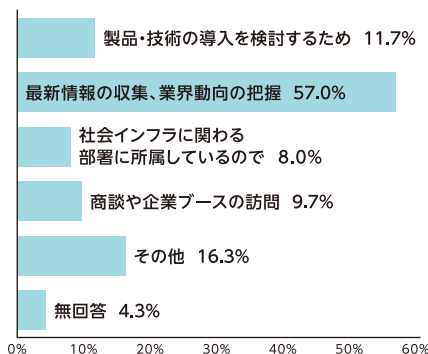


Q.次回の出展意向

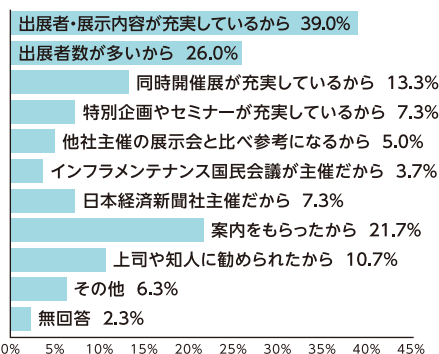


来場者アンケート

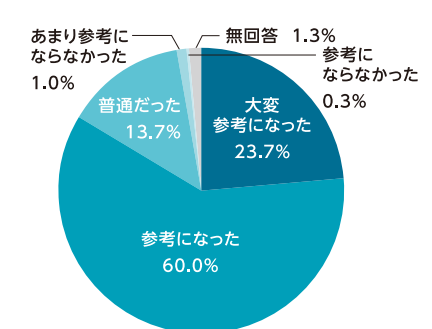
Q.来場の目的 (複数回答可)



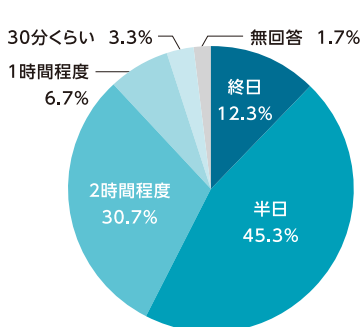
Q.来場の理由 (複数回答可)



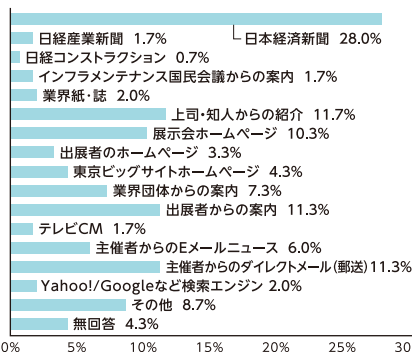
Q.本展をご覧になって、参考になりましたか。



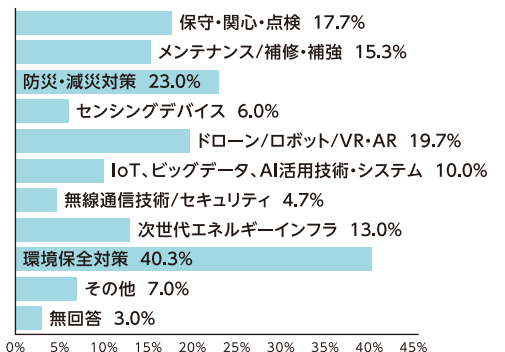
Q.滞在時間



Q.本展の認知経路 (複数回答可)



Q.特に興味を持ってみた分野 (複数回答可)



インフラメンテナンス国民会議とは

設立の背景と目的

我が国のインフラは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されます。これらインフラによって人々にもたらされる恩恵を次世代へも確実に継承していくために適切に維持管理・更新に取り組む必要があります。

政府としては、老朽化対策を一体的に推進するため、平成25年にインフラ長寿命化基本計画を策定しました。また、関係省庁は平成27年度までにインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定したところです。今後、関係省庁及び地方公共団体は、個別施設毎の長寿命化計画を平成32年度までに策定し、戦略的なインフラメンテナンスに取り組むこととしています。

しかし、戦略的なインフラの維持管理・更新を行っていくためには、施設管理者側による厳しい財政状況における維持管理・更新に係る予算の確保や、大部分の社会資本を管理している地方公共団体における技術職員の不足のほか、インフラの維持管理・更新を支える建設業等のメンテナンス産業や地域の担い手の確保等、社会全体として課題に取り組む必要があります。

このため、産学官民が一丸となってインフラメンテナンスに取り組むとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図り、もって活力ある社会の維持に寄与することを目的として、平成28年11月にインフラメンテナンス国民会議を設立しました。



インフラメンテナンス国民会議の目的

1. 革新的技術の発掘と社会実装
2. 企業等の連携の促進
3. 地方自治体への支援
4. インフラメンテナンスの理念の普及
5. インフラメンテナンスへの市民参画の推進

組織体制

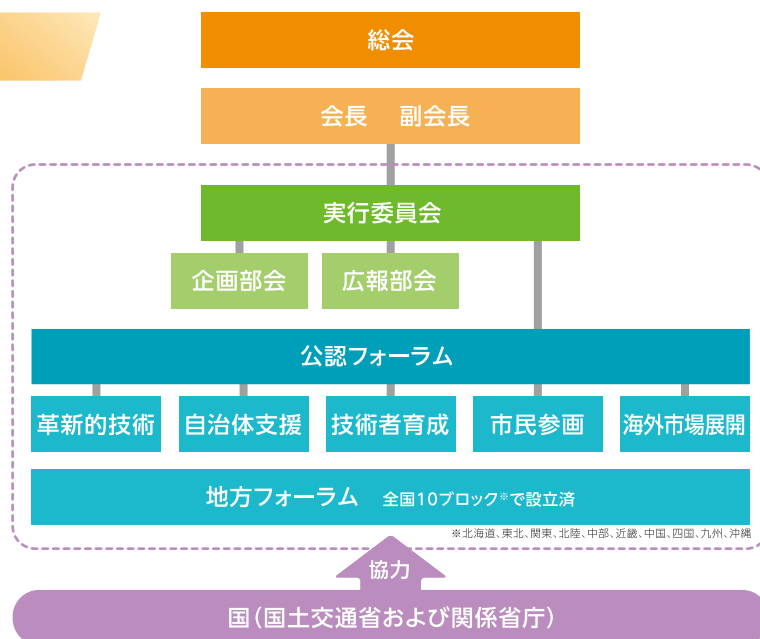
国民会議の活動については、国民会議の趣旨に賛同し活動に意欲のある企業、研究機関、施設管理者、市民団体等の会員にメリットのある活動を会員の主体的な運営により行うこととし、会員により構成される実行委員会、各分会、各フォーラム企画委員会を設け、運営を行っています。



【会長】 富山 和彦
株式会社経営競争基盤
代表取締役CEO



【副会長】 家田 仁
政策研究大学院大学
教授



▶ インフラメンテナンス国民会議の詳細は <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/im/index.html>

社会インフラテック2019 出展に関する規約

【1. 規約の履行】

出展者は「社会インフラテック2019」(特別企画展、関連企画を含み、以下「本展示会」と総称する)に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」(出展要項)、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これらを以下「本展規約等」と総称する)を遵守しなくてはなりません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、共同出展者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含み、以下役員ないしかかる契約相手方を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本展規約等を遵守させるものとします。出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含む)を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主催者が、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合(下記事例を含みますが、これらに限られません)には、出展申し込み受付の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

《出展申し込み受付の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例》

「出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合」

「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」

「出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合」

「他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合」

「出展者が自法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合」

「出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合」

「その他、出展が不適当と主催者が判断する場合」

2-2. 本展示会の会場で、代金決済を伴う物品の販売やサービスの提供(以下併せて「即売行為」といいます)を行うことは、主催者が事前に認めたものを除きお断りします。

2-3. 共同出展の場合は、共同出展に含まれる1出展者につき1小間以上で申し込みものとします。例えば、2社で1小間の出展はできません。

2-4. 疫病などでWHO(世界保健機関)の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送(電子メールまたは郵送による)した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」「製品カタログ」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出することを求めることがあります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお、出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取次を委託することができます。

3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2において以下同じ)に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします(振込手数料は出展者が負担するものとします)。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。(出展者(広告代理店を含まない)が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。)

【4. 出展キャンセル】

出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。

4-1. 出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます)の事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。

4-2. 出展申込受理後はキャンセル料が発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。

4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割り当て】

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。

5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申込を受理しないことがあります。

【7. 展示に関するルールの概要】

7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内それらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければ

なりません。

7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれらを遵守しなければなりません。

7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持込は禁止されており、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

7-10. その他、前各号のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその指示に従うものとします。

【8. 個人情報の取り扱い】

8-1. 出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報の情報主体から「同意」を取らなければなりません。

8-2. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければなりません。

8-3. 出展者は、「個人情報の」の情報主体から展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとらなければなりません。

8-4. 出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報の」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に關し、主催者は一切の責を負いません。

【9. 損害賠償責任】

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。

9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決・処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならぬものとします。

9-4. 主催者は、天災地変、疫病、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-5. 主催者は、ガイドマップ、ウェブサイトやその他の告知宣伝物の誤植などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-6. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者などに生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むあらゆる損害を与えた場合、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者の責任のもとで解決するものとします。

【10. 反社会的勢力の排除】

10-1. 出展者等は、現に反社会的勢力(以下の①～⑧に掲げる者および団体をいう)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。

①「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者

②「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行いましくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者

③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員

④総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人

⑤暴力、威力、脅迫的言談および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」という)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体

⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

10-2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金しません。

【11. その他】

11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者は同意するものとします。

11-2. 主催者が必要と判断した場合、出展者にあらかじめ通知することなくいつでも本展規約等を変更することができるものとします。



お問い合わせ

社会インフラテック2019主催者事務局
日本経済新聞社 事業部

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
TEL.03-6256-7355 / E-mail : infratech@nex.nikkei.co.jp